明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一）　一

〔告　示〕
○東経百五十度の対地静止衛星軌道における電気通信業務用人工衛星局の免許の申請期間等に関する件（総務一〇）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三）　四
○保安林の指定をする件（農林水産二五～三九）　四
○保安林の指定を解除する件（同四〇～四二）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通一七）　五
○直轄砂防工事を施行する件（同一八）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁八、九）　六
○道路に関する件（九州地方整備局一）　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　法務省　公安調査庁
財務省　環境省

〔官庁報告〕
官庁事項
移動受信用地上基幹放送（九九MHzを超え一〇三・五MHz以下の周波数を使用し、東北広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第3の1(1)エにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。以下同じ。）の業務の認定申請受付について（総務省）　九
吉井川水系河川整備計画【国管理区間】の策定について（中国地方整備局）　九
文　教
日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁　二
財団関係　二
裁判所　二
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三

府令

○内閣府令第一号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十六条第一項の規定に基づき、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（審査）	（審査）
第四条　前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	**第四条**　前条に規定する書類が提出された場合、内閣総理大臣は、特定保健用食品の安全性及び効果について、食品安全委員会（安全性に係るものに限る。）及び消費者委員会の意見を聴くものとする。［号を加える。］
一　規格基準型（消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品のうち、その安全性及び効果について十分に知見が得られており、かつ同一の分類に属する特定保健用食品が多数存在するものをいう。）に係る申請の場合	［号を加える。］
二　再許可（消費者庁長官が法第二十六条第一項の許可を行った特定保健用食品に軽微な変更をするものをいう。）に係る申請の場合	［号を加える。］
三　食品安全委員会が食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第十一条第一項第一号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないと認める場合であって、消費者委員会が特定保健用食品の安全性及び効果の審査を行う必要がないと認める場合	［号を加える。］
2　［略］	2　［同上］
（再審査）	（再審査）
第五条　［略］	**第五条**　［同上］
2　［略］	2　［同上］